



整骨院（接骨院）のかかり方について



整骨院や接骨院は、「柔道整復師」と呼ばれる専門の方が施術をする施設で、医療機関（病院）ではありません。**そのため、健康保険が使える範囲が限られています。**



健康保険が使えるケース

ケガや原因のある痛み

- 急性の外傷（打撲・ねんざ・挫傷・肉離れ等）
- 骨折、脱臼 ※ 骨折、脱臼は医師の同意が必要です（応急手当を除く）

※ 内科的原因による疾患は含まれません。
※ いずれの負傷も慢性的な状態に至っていないものに限られます。



健康保険が使えないケース

病気や原因不明の痛み

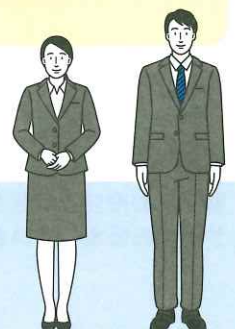
- 単なる肩こり・筋肉疲労
- リラクゼーション目的でのマッサージ利用
- 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病（症状の改善が見られない長期の治療）
- 過去の交通事故等による後遺症
- 同一負傷に対して同期間に保険医療機関で治療中のもの
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療（応急処置を除く）
- 仕事中や通勤途上におきた負傷

※ 健康保険が使えない場合、施術にかかる費用は全額自己負担（10割）になります。



※ 受領委任方式による柔整療養費申請書の受取代理人への委任欄について押印が廃止となりました。
ただし、柔整療養費申請書の受取代理人への委任欄について、柔道整復師が自筆により代理記入した場合は、患者からの押印を受ける取扱いとなります。

正しい保険証の使用にご理解、ご協力をお願いいたします。



問合せ先：業務グループ TEL：024-523-3917

協会けんぽ福島支部は令和3年度からの3年間、 ⑥つのポイントに重点的・集中的に取り組み、 皆さまの健康を支えます。

1 健診・保健指導の推進

ご家族を含めた生活習慣病の早期発見のため、健診を実施します。また、健診結果をもとに、生活習慣病の予防につなげられるよう、生活習慣の改善が必要な方には、保健師等が皆さまの生活に寄り添った丁寧な保健指導を実施します。

【目標】（令和3年度）

- ・被保険者の健診受診率を69.0%以上とします
- ・被保険者の保健指導実施率を29.8%以上とします



4 ヘルスリテラシーの向上

「日常生活の中でできる健康づくり（運動や食生活）」に役立つ情報をお伝えするため、セミナーや動画配信による健康教育を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上に取り組みます。

【運動の配信内容について】

- ・運動編
- ・食生活編
- ・健康づくりに取り組む事業所の好事例の紹介 等



2 重症化予防

健診の結果、生活習慣病の治療が必要な方には、直接お手紙をお送りし、早期に受診いただくようご案内します。これにより、糖尿病や循環器疾患による重症化予防に努めます。

【目標】（令和3年度）

- ・受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した方の割合を11.8%以上とします



5 医療費の伸びの抑制

高齢化の進展等により増加する医療費の伸びを抑制し、皆さまの保険料負担を少しでも軽減できるよう、健康づくりの取組のほか、ジェネリック医薬品の使用促進や上手な医療のかかり方（不要不急の時間外受診を控える等）の啓発等に取り組みます。

【目標】（令和3年度）

- ・ジェネリック医薬品の使用割合を対前年度以上とします
〈参考〉令和2年12月：82.5%



3 コラボヘルス

事業所ごとの健康状況がわかる事業所レポートをお渡しし、健康事業所宣言を通じて、事業所における健康づくりをサポートします。また、積極的に健康づくりに取り組み、一定の成果を上げた事業所を表彰する制度を創設します。

【目標】（令和3年度）

- ・健康事業所宣言エントリー事業所数を1,800以上とします



6 効率化によるサービス向上

より一層の業務の効率化を図ることで、加入者の皆さまに必要なサービス（傷病手当金、出産手当金等）を迅速かつ確実に提供します。また、窓口での負担額が軽減される限度額適用認定証の利用を促進します。

【目標】

- ・傷病手当金、出産手当金等を、申請書受付から10営業日以内にお支払いします



健康保険、健康づくりなどに関するお役立ち情報を分かりやすくお伝えしていきます。

事業主の皆さまへ

事務所訪問時や健康保険委員事務所説明会の場を通じて情報をお伝えします。

加入者の皆さまへ

特定保健指導や健診のご案内等を通じて、情報をお伝えします。



全国健康保険協会 福島支部
協会けんぽ

企画総務グループ ☎024-523-3916